

○上天草市病院事業管理者の職務代理者を定める規程

平成19年3月20日病院事業管理規程第8号

改正

平成25年4月22日病院事業管理規程第6号

平成26年4月1日病院事業管理規程第8号

上天草市病院事業管理者の職務代理者を定める規程

(趣旨)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項に規定する病院事業管理者(以下「管理者」という。)の職務代理については、この規程の定めるところによる。

(職務代理者)

第2条 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、病院事業副管理者(以下「副管理者」という。)が管理者の職務を代理する。

2 管理者及び副管理者にともに事故があるとき、又は欠けたときは、病院長が管理者の職務を代理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日病院事業管理規程第6号)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日病院事業管理規程第8号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。